

## 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適用契約前の公表

地方自治法執行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約について、沖縄市契約規則第32条第4項の規定に基づき、次のとおり公表します。

契約前公表日 令和6年1月17日

### 1. 契約前公表内容

契約内容	資源ごみ等分別業務委託（廃蛍光管等）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2. 沖縄市、宜野湾市、北谷町の一つ以上に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3. 他の事業所との契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法	① 見積書の提出 ② 定款又は設立趣意書の提出 ③ 法人の従業員数又は会員数のわかるパンフレット等の提出 ④ 他の事業所との契約実績書の提出 ⑤ 提出期限 令和6年2月9日（金）午後3時まで
契約担当課	業務第一課 電話 (098) 921-0883 担当：當眞 新里

※見積提出前に現場確認を行ってください。

### 2. 契約後公表内容

契約締結日	
契約金額	
契約の相手方の氏名及び住所	
契約理由	